

浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉  
廃止措置計画変更認可申請書  
＜補足説明資料＞

令和 4 年 5 月  
中部電力株式会社

## 目 次

- 1 浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 性能維持施設の変更について

浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉  
性能維持施設の変更について

令和 4 年 5 月  
中部電力株式会社

## 目 次

1. はじめに	1
2. 性能維持施設の変更	2
3. 廃液濃縮器の処理実績及び今後の廃液の処理見込み	3
4. 結論	3

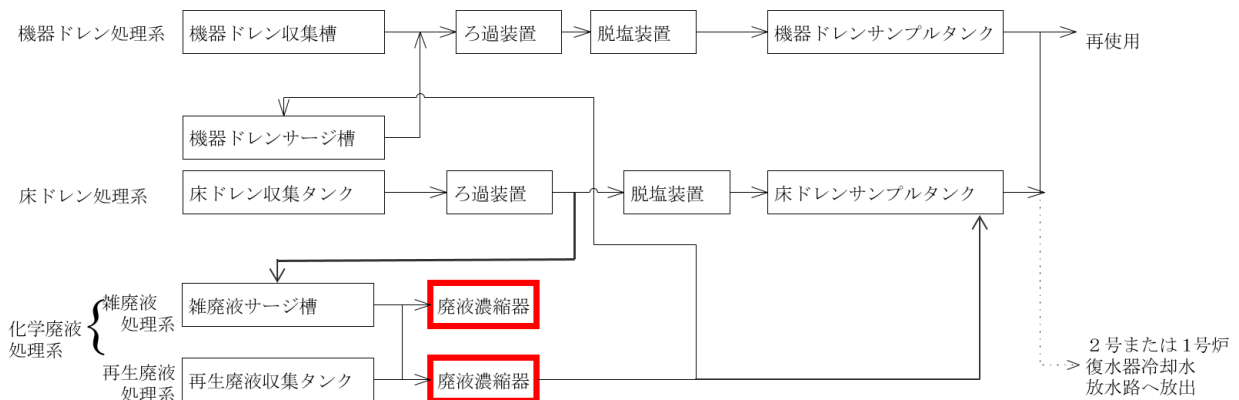
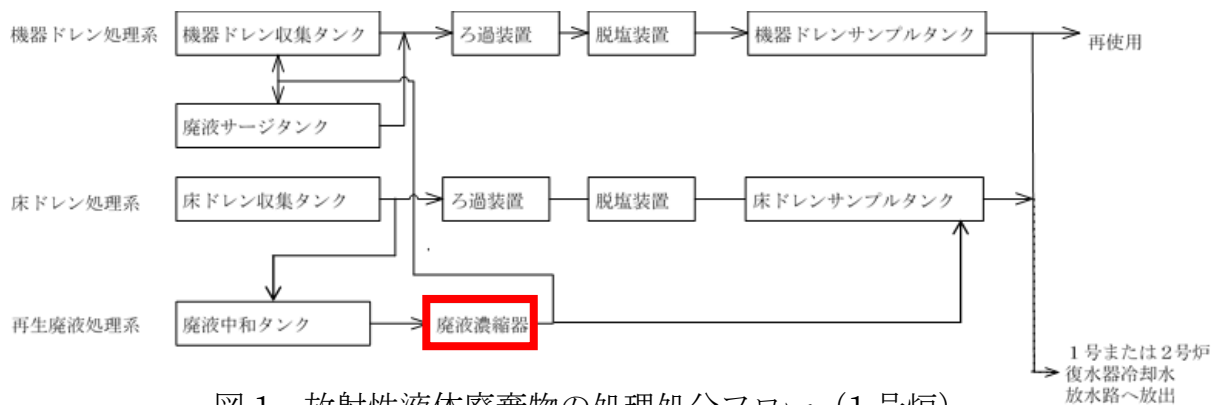
## 1. はじめに

本資料は、浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置計画認可申請書「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」、「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載した性能維持施設のうち、1 号炉及び 2 号炉の廃液濃縮器の維持台数の変更の考え方について説明する。

## 2. 性能維持施設の変更

廃液濃縮器は、図 1, 2 で示す放射性液体廃棄物の処理処分フローのとおり、液体廃棄物の水質及び放射性物質濃度によってろ過・脱塩・濃縮等適切な処理を行う設備の一つである。また、原子炉運転中（主に定期検査中）の廃液発生量を考慮して 1 号炉は 2.4m<sup>3</sup>/h、2 号炉は 4.0m<sup>3</sup>/h の処理能力を持つ設備をそれぞれ 2 基設置しており、廃止措置第 2 段階中の現在においても維持している。

今回、至近 4 年間の廃液濃縮器の処理実績及び今後の廃液の処理見込みを検討した結果、それぞれ 1 基で処理可能と判断したことから維持台数を 2 基から 1 基に変更する。



### 3. 廃液濃縮器の処理実績及び今後の廃液の処理見込み

廃液濃縮器は、系統除染や機器除染で発生した水や分析サンプリング時に発生した水や設備点検時の系統ブロー等の薬品を含んだ水等の導電率の高い廃液を処理している。

廃液濃縮器の至近4年間の処理実績を表1のとおり示す。処理日数は1年あたり1号炉16～31日、2号炉29～55日であり、各号炉の廃液濃縮器1基のみで廃液を処理していた。なお、廃液濃縮器点検の実績期間は、1年あたり約45日間であり、この期間の廃液は、廃液濃縮器上流のタンクにて十分貯留可能であった。

今後の廃液量については、分析サンプリングや設備点検の周期を考慮しても、至近で発生した処理実績から大きく増加することはなく、今後も廃液濃縮器1基で十分処理は可能である。

なお、今後の点検や解体以外で大量に発生する廃液として、原子炉領域解体に伴って発生する水や燃料プール水、復水タンクの貯留水が想定されるが、これらの廃液は、導電率が低い廃液であり、機器ドレン処理系で処理するため、廃液濃縮器の廃液処理に影響はない。

### 4. 結論

以上より、廃液濃縮器を2基から1基に変更する。

表1 廃液濃縮器の処理実績

年度	1号炉		2号炉	
	総処理量(m3)	処理日数(日)	総処理量(m3)	処理日数(日)
2018	187	22	480	31
2019	283	31	814	55
2020	244	29	613	44
2021	142	16	403	29